

魚津市高額介護予防サービス費等相当事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年魚津市告示第22号。以下「総合事業実施要綱」という。）第19条に規定する高額介護予防サービス費等相当事業の実施に関し、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、総合事業実施要綱の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 総合事業サービス 総合事業実施要綱に基づくサービスをいう。

(2) 総合事業サービス費 居宅要支援被保険者等が受けた総合事業サービス事業に要する費用の額をいう。

(高額総合事業サービス費の支給)

第3条 市長は、居宅要支援被保険者等が受けた総合事業サービスに要した総合事業サービス費の合計額から当該費用につき支給された総合事業サービス費の額を控除して得た額（以下「総合事業サービス利用者負担額」という。）が著しく高額であるときは、当該居宅要支援被保険者等に対し、高額介護予防サービス費相当事業サービス費として高額総合事業サービス費を支給する。

2 高額総合事業サービス費は、当該居宅要支援被保険者等に係る高額介護予防サービス費の支給における基準額に総合事業サービス利用者負担額を加えた額が、高額介護予防サービス費の支給に係る基準額を超える場合に支給するものとする。

(高額総合事業サービス費の算定)

第4条 政令第29条の2の2第1項から第11項まで及び省令第97条の2の規定は、高額総合事業サービス費の算定について準用する。この場合において、「居宅要支援被保険者」とあるのは「居宅要支援被保険者等」と、「高額介護予防サービス費」とあるのは「高額総合事業サービス費」と、「居宅要支援被保険者利用負担合算額」とあるのは「居宅要支援被保険者等利用者負担合算額」と読み替えるものとする。

(高額総合事業サービス費の支給の申請)

第5条 高額総合事業サービス費の支給を受けようとする居宅要支援被保険者等は、魚津市高額総合事業サービス費支給申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

2 高額総合事業サービス費が前条において準用する政令第29条の2の2第6項の規定の適用を受けようとする居宅要支援被保険者等は、前項の申請書に加えて魚津市総合事業基準収入額適用申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

3 第1項の申請に係る高額総合事業サービス費が、前条において準用する政令第29条の2の2第7項から第9項までの規定に該当するものであるときは、同項の申請書にこれらの規定に該当することに関する証拠書類を添付しなければならない。ただし、市長は、当該証拠書類により明らかにすべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

（高額総合事業サービス費支給の細目）

第6条 高額総合事業サービス費支給の細目は、高額介護サービス費等の支給並びに食費及び居住費等の負担限度額認定等の運用について（平成17年9月8日老介発第098001号厚生労働省老人保健福祉局介護保険課長通知）の例による。

（高額医療合算総合事業サービス費の支給）

第7条 市長は、居宅要支援被保険者等の総合事業サービス利用者負担額（第3条の高額総合事業サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）及び当該居宅要支援被保険者等に係る健康保険法（大正11年法律第70号）第115条第1項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）その他の医療保険各法（法第7条第6項の医療保険各法をいう。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定するこれに相当する額の合計額が著しく高額であるときは、当該居宅要支援被保険者等に対し、高額医療合算介護予防サービス費相当事業サービス費として高額医療合算総合事業サービス費を支給する。

2 高額医療合算総合事業サービス費は、当該居宅要支援被保険者等に係る高額医療合算介護予防サービス費の支給に係る基準額に計算期間における総合事業サービス利用者負担額を加えた額が、高額医療介護合算介護予防サービス費の支給に係る基準額を超える場合に支給するものとする。

（高額医療合算総合事業サービス費の算定）

第8条 政令第29条の3並びに省令第83条の4の2及び第83条の4の3の規定は、高額医療合算総合事業サービス費の算定について準用する。この場合において、「居宅要支援被保険者」とあるのは「居宅要支援被保険者等」と、「高額医療合算介護予防サービス費」とあるのは「高額医療合算総合事業サービス費」と読み替えるものとする。

（高額医療合算総合事業サービス費の支給の申請）

第9条 高額医療合算総合事業サービス費の支給を受けようとする居宅要支援被保険者等は、魚津市高額医療合算総合事業サービス費支給申請書（様式第3号）により市長に申請しなければならない。

（高額医療合算総合事業サービス費支給の細目）

第10条 高額総合事業サービス費支給の細目は、高額医療合算介護サービス費等の支給の運用について（平成21年1月16日老介発第0116001号厚生労働省老人保健福祉局介護保険課長通知）の例による。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、高額介護予防サービス費等相当事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成29年7月31日魚津市告示第111号）

この告示は、平成29年7月31日から施行する。

様式第2号(第5条関係)

魚津市総合事業基準収入額適用申請書

年 月 日

魚津市長 あて

次のとおり関係書類を添えて、高額総合事業サービス費の負担区分判定にかかる収入額を申請します。

①	フリガナ		被保険者番号										
	被保険者氏名 (適用対象者)	印	個人番号										
			性別	男 ・ 女									
			生年月日	年	月	日							
②	フリガナ		被保険者番号										
	被保険者氏名 (適用対象者)	印	個人番号										
			性別	男 ・ 女									
			生年月日	年	月	日							
③	フリガナ		被保険者番号										
	被保険者氏名 (適用対象者)	印	個人番号										
			性別	男 ・ 女									
			生年月日	年	月	日							
住所		(連絡先)											

氏名		①	②	③
年中の収入	公的年金	円	円	円
	給与(パート収入等を含む)	円	円	円
	年金・給与以外の収入	円 ()	円 ()	円 ()
	合計	円	円	円
課税状況の照会についての同意(署名)		私の課税状況について、官公署に照会することに同意します。		

※申請者が被保険者本人の場合は、申請者欄の記載は不要です。

申請者	氏名		連絡先	
	住所		被保険者との関係	

(注意事項)

- 市町村民税が課税されている、いないにかかわらず、ご本人(40歳以上65歳未満の方は除く)及び同じ世帯におられる65歳以上の方それぞれの収入額を公的年金・給与・その他収入に分けてご記入ください。
- 収入額はすべてご記入ください。ただし、退職金及び公租公課の対象とならない収入(障害年金、遺族年金、恩給、特別弔慰金、災害弔慰金等)は除きます。
- 公的年金源泉徴収票、給与源泉徴収票、確定申告書の写しなど、公的年金及び給与収入額が確認できる書類を添付してください。ただし、直近の1月1日時点において魚津市に住所がある方は、上記「課税状況の照会についての同意」欄に署名いただければ、書類の添付は不要です。

様式第3号(第9条関係)

高額医療合算総合事業サービス費支給
兼自己負担額証明書交付申請書

フリガナ					
被保険者氏名		保険者番号			
被保険者番号		個人番号			
生年月日		年 月 日		性別 男 ・ 女	
住 所		魚津市		電話番号 ー	
魚津市における介護保険の加入期間		年 月 日～		年 月 日	
年7月末日時点で加入していた医療保険者の所在地・名称					
		氏 名		生 年 月 日	
				性別	
				介護保険の被保険者の場合被保険者番号を記載	
世帯構成	世帯主				
	世帯員				
魚津市長 あて 上記のとおり高額医療合算総合事業サービス費を申請します。 年 月 日 申請者 住 所 電話番号 ー 氏 名 印					

- (注意) 1 介護保険及び総合事業の自己負担額と医療保険の自己負担額を合計した結果、一定の限度額を超えた場合に、その超えた額が高額医療合算総合事業サービス費として支給されます。
- 2 合算対象の世帯内に介護保険及び総合事業の自己負担額がある被保険者が複数いる場合は、被保険者ごとに申請が必要です。
- 3 「世帯構成」欄には、支給対象期間の末日(7月末日)時点に加入している医療保険における世帯構成を記入して下さい。(被用者保険については、「世帯主」欄に被保険者、「世帯員」欄に被扶養者を記入、後期高齢者医療については「世帯主」、「世帯員」の区分にかかわらず記入して下さい。)
- 4 介護保険被保険者証が交付されていない被保険者は、「世帯構成」欄の介護保険被保険者番号の記入は不要です。
- 5 高額医療合算総合事業サービス費が支給される場合、支給金額は下記の指定口座に振り込まれます。
- 6 給付制限を受けている方については、高額医療合算総合事業サービス費の支給ができません。

高額医療合算総合事業サービス費を下記の口座に振り込んでください。

口座振替依頼欄	銀行	本店	種 目	口座番号
	金庫	支店		
	組	出張所	1 普通預金	
	金融機関コード	店舗コード	2 当座預金	
			3 その他	
フリガナ				
口座名義人				

市記入欄

区 分	世帯集約番号	給付制限状況	備 考
1 単 独		有 ・ 無	
2 合 算		給付割合	